別表１　付加機能

種類	提供条件	
（１）通信量追加機能	tt mobile 契約者がその契約者回線を利用して、当社が別に定める通信の帯域の制限を受けずに利用可能な通信量を追加する機能をいいます。	
	備考	１　月間通信量制限コースの契約者回線に限り提供します。 ２　当社が別に定める通信の帯域の制限が第 36 条(通信の利用を制限する措置)第３項に規定する制限の場合は、通信の帯域の制限を受けます。 ３　２の場合、通信量の残量は減算されます。 ４　当社が別に定める通信の場合、通信量の残量は減算されません。 ５　本機能により追加した通信料の使用期限は、本機能の提供を開始した料金月の翌料金月の末日までとします。 ６　本機能により追加した通信量の消費順位は、より使用期限の長い他の通信量に優先します。 ７　別に定める条件を満たした法人の契約者回線については通信量シェア機能対象の通信量に追加することができます。 ８　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
（２）通信量シェア機能	当該料金月の通信量のうち前料金月に付与された通信量を、代表契約者の指定する他の tt mobile 契約者と共有して使用する機能をいいます。	
	備考	１　代表契約者とは、tt mobile 契約者であって、本機能の利用申込時に指定する代表者のことをいいます。 ２　本機能を利用するには、共有する他の tt mobile 契約者の承諾が必要となります。 ３　共有できる tt mobile 契約者（代表契約者を含みます。）の数は、10 までとします。 ４　本機能の利用開始の日は、代表契約者が指定する他の tt mobile 契約者の承諾を受けた翌料金月の起算日からとなります。 ５　本機能を利用中の tt mobile 契約者が tt mobile 契約者を解除した場合、かかる tt mobile 契約者以外の本機能を共有する tt mobile 契約者で本機能を利用するものとし、tt mobile 契約者の数が 1 となったときは当社は本機能の提供を中止します。 ６　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
（３）ウイルスチェック機能	tt mobile 通信サービスに係る情報蓄積装置を経由する電子メールに対して、コンピューターウイルス（通信やコンピューターなどの機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）が含まれる場合において、当該コンピューターウイルスを検知および駆除または削除する機能をいいます。	
	備考	１　当社は、本機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピューターウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知および駆除または削除を行います。ただし、駆除または削除可能なウイルスは、ウイルスの検知および駆除または削除の実施時における、当社が別に

		定めるウイルスパターンファイル（コンピューターウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスとします。 2　本機能は、ウイルスチェックとして完全な機能を果すことを保証するものではありません。 3　当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 4　当社の故意または重大な過失により生じた損害である場合は、3の規定は適用しません。 5　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
（4）留守番伝言機能（お留守番サービスＥＸ／留守番電話サービス）	以下の機能をいいます。 ア　その契約者回線に着信した通話のメッセージの蓄積または再生およびその契約者回線への着信に対してあらかじめ登録したメッセージの再生をする機能。 イ　本機能を提供するために当社（特定携帯電話事業者を含みます。）　が設置する電気通信設備を用いて、蓄積したメッセージを音声ファイル（音声その他音響に係る情報をいいます。）に変換、蓄積し、データ通信によりその契約者回線に送信する機能（以下「蓄積メッセージ送信機能」といいます。）	
	備考	1　デュアルタイプの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。 2　蓄積メッセージ送信機能は、当社が別に定める移動無線装置を利用している契約者回線に限り提供します。 3　本機能を利用している移動無線装置への通話については、その通話をその通話の発信元から留守番伝言機能を利用している移動無線装置への通話とみなして取り扱います。この場合、電波が伝わりにくい等のため、その移動無線装置が在圏する地域を確認できなかったときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。 4　蓄積または登録したメッセージもしくは音声ファイルは、当社が別に定める時間経過後、消去します。 5　当社は、本機能を利用した場合に生じたメッセージもしくは音声ファイルの破損もしくは滅失による損害または知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 6　蓄積または登録できるメッセージもしくは音声ファイルの数、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
（5）ボイスメール機能（ボイスメール）	契約者回線等から送信されたメッセージの蓄積および再生を行う機能をいいます。	
	備考	1　Aプランのデュアルタイプの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）であって、留守番伝言機能の提供を受けているものに限り提供します。 2　蓄積したメッセージは、当社が別に定める時間経過後、消去します。 3　当社は、本機能を利用した場合に生じたメッセージの破損もしくは滅失による損害または知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を

		負わないものとします。 4　蓄積できるメッセージの数、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
（6）ＳＭＳ機能（ＳＭＳ）	tt mobile 通信サービスの契約者識別番号を使用して、文字メッセージの受信または送信（当社が別に定める電気通信設備に蓄積する場合を含みます。）を行うことができる機能をいいます。	
	備考	1　本機能を利用して行う文字メッセージの受信または送信（当社が別に定める電気通信設備との間の受信または送信に限ります。）については、データ通信により行います。ただし、当社が別に定める場合は、この限りでありません。 2　データ通信により行ったＳＭＳ送信については、データ通信料の支払いを要しません。 3　その日において本機能を利用して行った文字メッセージの送信の回数が、200 回を超えたことを当社が確認した場合、それ以降その日においてその契約者回線から本機能を利用した文字メッセージの送信を行うことはできません。 4　3に定める回数を超えて文字メッセージの送信が行われた場合であっても、tt mobile 契約者は、その料金の支払いを要します。 5　相互接続点（特定携帯電話事業者と携帯電話事業者以外の電気通信事業者との相互接続に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）との間で受信または送信されるＳＭＳまたは国際ＳＭＳ（外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との間の文字メッセージをいいます。以下同じとします。）については、その携帯電話事業者以外の電気通信事業者が定めるところに従ってその形式を変換する場合があります。 6　本機能を利用して受信または送信されるＳＭＳについては、そのＳＭＳ長またはその契約者回線に接続している移動無線装置の種類に応じて、分割して受信または送信されることがあります。 7　6に定める場合において、そのＳＭＳの受信または送信は、1の受信または送信として取り扱います。ただし、当社が別に定める移動無線装置を利用したＳＭＳの受信または送信は、分割後の文字メッセージ数の受信または送信として取り扱います。 8　相互接続点へのＳＭＳ送信については、その携帯電話事業者以外の電気通信事業者が定めるところにより行えない場合があります。 9　国際ＳＭＳ送信（国際ＳＭＳの送信をいいます。以下同じとします。）の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。 10　tt mobile 契約者は、当社が別に定める方法により、次のＳＭＳの受信を行わないようにすることができます。 ア　相互接続点からのＳＭＳ イ　国際ＳＭＳ 11　tt mobile 契約者は、その契約者回線の契約者識別番号を通知しない場合、本機能を利用してＳＭＳを送信することはできません。 12　蓄積したＳＭＳは、当社が別に定める時間経過後、消去します。

		13　当社は、本機能を利用した場合に生じたＳＭＳ等の破損もしくは滅失による損害または知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 14　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
（７）①三者通話機能（三者通話サービス）/②グループ通話）	①通話中に端末設備の操作を行うことにより、その通話中の相手以外の契約者回線等との間で新たな通話を開始して、同時に三者間で通話ができるようにする機能をいいます。②通話中に端末設備の操作を行うことにより、その通話中の相手以外の契約者回線等との間で新たな通話を開始して、同時に最大六者間で通話ができるようにする機能をいいます。	
	備考	【①について】 1　Ａプランのデュアルタイプの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。 2　割込通話機能（第１種デュアルタイプに係るものに限ります。）を利用しているときは、本機能を利用することができません。 3　本機能を利用して行う新たな通話については、その契約者回線に接続されている移動無線装置が現に通話中の通話を開始した地域に在圏するものとみなして取り扱います。 4　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。 【②について】 1　Ｓプランのデュアルタイプの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。 2　ナビダイヤルなど一部のサービスではご利用いただけない場合があります。 3　通話料は発信者の負担となります。 4　一部の国と地域ではご利用いただけない場合があります。 5　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
（８）割込通話機能（割込通話サービス/割込通話）	通話中に他の契約者回線等から着信があることを知らせ、端末設備の操作を行うことにより、現に通話中の通話を保留し、その着信に応答して通話を行った後、再び保留中の通話を行うことができるようにする機能をいいます。	
	備考	1　デュアルタイプの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り、Ａプランにあっては、第２種デュアルタイプの契約者回線を除きます。）に限り提供します。 2　Ａプランの三者通話機能を利用しているときは、本機能を利用することができません。 3　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
（９）迷惑電話拒否機能（迷惑電話撃退サービス/迷惑電話ストップサービス/ナンバーブロ	その契約者回線に着信した通話（当社が別に定めるものに限ります。）について、その発信者の契約者回線の電話番号を当社が別に定める方法により登録し、その電話番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内により自動的に応答する機能をいいます。	

<table>
<tr><td>ック）</td><td>備考</td><td>1　デュアルタイプの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。
2　当社は、現に登録中の電話番号からの着信に対しておことわりする旨の案内により自動的に応答する通話について着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。
3　本機能により応答する通話に関する料金については、第41条（基本使用料および付加機能使用料の支払義務）および第51条（相互接続通信の料金の取扱い）に規定する支払いを要する者が、支払っていただきます。
4　当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、現に登録中の電話番号を消去することがあります。
5　当社は、現に登録中の電話番号からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。
6　tt mobile契約者が登録できる電話番号の数は、当社が別に定める値とします。
7　6に規定する数を超えて登録しようとするときは、現に登録中の電話番号を消去して登録します。
8　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>（10）海外ローミング機能</td><td colspan="2">ア　外国事業者（当社が別に定める者に限ります。）の電気通信設備から送信された契約者確認信号（外国事業者の電気通信設備においてtt mobile契約者の移動無線装置を確認した信号をいいます。以下同じとします。）を認識することにより、その外国事業者の電気通信サービスの提供を受けることができるようにする機能をいいます。
イ　本機能を利用して行う通信には、次の利用形態があります。
<table>
<tr><th>利用形態</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>国内通話利用</td><td>外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、国際通話利用以外のもの</td></tr>
<tr><td>国際通話利用</td><td>外国事業者の電気通信サービスにより当社が別に定める番号を付加して発信したもの</td></tr>
<tr><td>着信通話利用</td><td>外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの</td></tr>
<tr><td>海外ＳＭＳ利用</td><td>外国事業者の電気通信サービスによりＳＭＳ機能を利用したもの</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td>備考</td><td>1　デュアルタイプの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。
2　1の規定によるほか、本機能は、その契約者回線が、LTE約款、Xi約款、4G通信サービス約款に規定する国際ローミング着信自動通話（以下この10欄において「着信自動通話」といいます。）を利用できるときに限り提供します。
3　当社は、移動無線装置への通話があった場合において、契約者確認信号によりその移動無線装置が海外利用地域に在圏するものと認識したときは、着信自動通話を利用して、その通話を外国事業者の電気通信設備へ転送します。
4　着信自動通話に関する料金については、本機能を利用し</td></tr>
</table>

		ている契約者回線の tt mobile 契約者が、支払っていただきます。 5　当社は、移動無線装置へのＳＭＳ送信または番号変換文字メッセージ機能を利用して行われる文字メッセージの送信があった場合において、契約者確認信号によりその移動無線装置が海外利用地域に在圏するものと認識したときは、３の規定に準じて取り扱います。この場合、tt mobile 契約者は、３に準じて転送されたＳＭＳ送信または文字メッセージの送信に係る着信自動通話に相当する通話については、その料金の支払いを要しません。 6　本機能を利用している契約者回線への通話（着信自動通話を伴うものに限ります。）については、その契約者回線に係るコース種別に応じて当社が別に定める地域に在圏する移動無線装置との通話とみなして取り扱います。 7　当社は、本機能に係るオプション機能使用料については、料金月によらず当社が定める期間に従い、外国事業者の電気通信サービスに係る利用時間または海外ＳＭＳ利用に係る文字メッセージの送信回数に基づき計算します。この場合、その利用時間、送信回数または情報量は、次のとおり取り扱います。 a　国内通話利用または国際通話利用に係る利用時間は、外国事業者の機器により測定します。 b　着信通話利用に係る利用時間は、当社（特定携帯電話事業者を含みます。）の機器により測定します。 c　海外ＳＭＳ利用に係る文字メッセージの送信回数は、当社（特定携帯電話事業者を含みます。）の機器により測定します。 8　tt mobile 契約者は、着信自動通話の利用に係る申込みその他の手続きについては、所定の書面を当社が別に定めるサービス取扱所に提出していただきます。 9　それぞれの海外利用地域において実際に通信を行うことができる場所、本機能を利用して提供を受けられる利用形態（その利用形態において利用する機能の一部の提供を受けられない場合を含みます。）その他外国事業者の電気通信サービスの内容については、その契約者回線に接続された移動無線装置またはその外国事業者が定めるところによります。 10　本機能を利用して行う通信に係る料金その他の債務の請求または通信料明細内訳書の発行については、外国事業者の事情により、利用のあった翌々料金月以降となる場合があります。 11　当社は、本機能の利用に関して、当社の責めによらない理由により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。 12　当社は、特定携帯電話事業者の締結する国際ローミング協定その他外国の法令等により、本機能の利用を制限することがあります。 13　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
（11）端末安心サポート		tt mobile 契約者が当社指定の当社端末機器に保証対象事故が生じた際に、tt mobile 契約者のお申し出に基づき、tt mobile 契約者に対して補償を行うサービスをいいます。

	備考	1　tt mobile 通信サービスにおける提供条件については、当社端末安心サポート利用規約に定めるところによります。
(12) tt mobile スイッチ	当社が提供する月間通信量を減算させずに通信を行う機能をいいます。	
	備考	1　当社が別に定める通信の場合、通信量の残量は減算されます。
(13) スマホ操作アシスト	当社が tt mobile 契約者からの請求に基づき、当社が別に定める移動無線装置の設定･操作方法の説明を行うサービスをいいます。	
	備考	1　tt mobile 通信サービスにおける提供条件については、当社スマホ操作アシスト利用規約に定めるところによります。 2　個人の契約者回線に限り提供します。
(14) 安心バックアップ	tt mobile 契約者が指定するデータファイルのコピーを当社が指定するサーバに保存するサービスをいいます。	
	備考	1　tt mobile 通信サービスにおける提供条件については、当社安心バックアップ利用規約に定めるところによります。 2　個人の契約者回線に限り提供します。
(15) 安心フィルタリング	tt mobile 契約者の請求に基づき、青少年の育成のために不適切と判断される情報等のフィルタリングなどを提供するサービスをいいます。	
	備考	1　tt mobile 通信サービスにおける提供条件については、当社安心フィルタリング利用規約に定めるところによります。 2　個人の契約者回線に限り提供します。
(16) 端末安心保証サービス	tt mobile 契約者が当社指定の当社端末機器に保証対象事故が生じた際に、tt mobile 契約者のお申し出に基づき、tt mobile 契約者に対して端末交換保証を行うサービスをいいます。	
	備考	1　tt mobile 通信サービスにおける提供条件については、当社端末安心保証サービス利用規約に定めるところによります。
(17) 持込み端末安心保証サービス	tt mobile 契約者が当社指定の対象端末機器に保証対象事故が生じた際に、tt mobile 契約者のお申し出に基づき、tt mobile 契約者に対して修理もしくは交換保証を行うサービスをいいます。	
	備考	1　tt mobile 通信サービスにおける提供条件については、当社持込み端末安心保証サービス利用規約に定めるところによります。
(18) スマート留守電	tt mobile契約者の請求に基づき、留守番電話機能などを提供するサービスをいいます。	
	備考	1　tt mobile 通信サービスにおける提供条件については、当社スマート留守電利用規約に定めるところによります。 2　個人の契約者回線に限り提供します。
(19) ウイルスバスターモバイル月額版（回線オプション）	トレンドマイクロ株式会社が提供するウイルスバスターモバイル月額版をtt mobileオプションとして提供するサービスをいいます。	
	備考	1　tt mobile 通信サービスにおける提供条件については、当社ウイルスバスターモバイル (回線オプション) 利用規約に定めるところによります。

		2　個人の契約者回線に限り提供します。
(20) 端末認証サービス	tt mobile 契約者が指定する端末機器のみの通信を可能とするサービスをいいます。	
	備考	1　本機能は、tt mobile 契約者が指定する端末の IMEI 情報を利用し提供します。そのため、当社にて IMEI 情報による認証が対応可能な端末に限り本機能を提供します。 2　当社は、1の契約者回線につき tt mobile 契約者が指定する1の端末に限り提供します。 3　本機能は、端末認証として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 4　当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 5　当社の故意または重大な過失により生じた損害である場合は4の規定は適用しません。 6　法人の契約者回線に限り提供します。 7　本機能において、その他提供条件については、当社が別に定めるところによります。
(21) tt mobile 端末安心保証	tt mobile 契約者が当社指定の当社端末機器に保証対象事故が生じた際に、tt mobile 契約者のお申し出に基づき、tt mobile 契約者に対して端末交換保証を行うサービスをいいます。	
	備考	1　tt mobile 通信サービスにおける提供条件については、当社 tt mobile 端末安心保証利用規約に定めるところによります。
(22) 5G 通信オプション	特定携帯電話事業者が提供するａｕ(5G)通信サービス、ドコモ 5G 通信サービス、ソフトバンク 5G 通信サービスを tt mobile オプションとして提供するサービスをいいます。	
	備考	1　tt mobile 通信サービスにおける提供条件については、当社 5G 通信オプション利用規約に定めるところによります。
(23) 10 分かけ放題	tt mobile 契約者が当社指定の通話種別による 10 分以内の通話料金を無料とするサービスをいいます。	
	備考	1　tt mobile 通信サービスにおける提供条件については、当社かけ放題サービス利用規約に定めるところによります。
(24) 時間無制限かけ放題	tt mobile 契約者が当社指定の通話種別による通話料金を無料とするサービスをいいます。	
	備考	1　tt mobile 通信サービスにおける提供条件については、当社かけ放題サービス利用規約に定めるところによります。